

# LED防犯灯設置奨励補助金交付及び現物支給要綱

## (趣旨)

第1条 小千谷市内の町内会単位でLED防犯灯を設置する場合、その設置目的が市防犯協会の防犯活動の趣旨に即したものであるとき、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより補助金を交付、又は現物を支給するものとする。

## (補助金交付の設備基準及び補助金の額)

第2条 補助金を交付する設備基準及び補助金の額は、次のとおりとする。

設 備 基 準	補 助 額
LED灯（自動点滅器付）の新設及び取替	1灯につき 12,000円
専用柱の新設及び取替	1本につき 30,000円

## (現物支給品及び支給基準)

第3条 現物支給品及び支給基準は、次のとおりとする。

支 給 品	支 給 基 準
LED灯	新設及び取替とする。

## (補助金の交付申請又は現物の支給申請)

第4条 補助金の交付又は現物の支給を受けようとする町内会は、市防犯協会長が定める日までに、別記様式「補助金交付申請書」又は「現物支給申請書」を提出しなければならない。

## (交付・支給決定及び通知)

第5条 市防犯協会長は、前条の規定による申請に基づき、補助金の交付又は現物の支給をすべきものと認めたときには、補助金の交付又は現物の支給を決定し、その旨を通知するものとする。

## (完了報告及び額の確定等)

第6条 補助金の交付決定を受けた町内会は、LED防犯灯設置後に別記様式「設置完了報告書及び精算報告書」を市防犯協会長に提出し、市防犯協会長は書類審査後に額を確定し、補助金を交付する。また、現物の支給を受けた町内会は、「設置完了報告書」を市防犯協会長に提出し、書類審査を受けるものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市防犯協会長が別に定める。